

○使用内訳の変更について

【例1】

本年度に交付された直接経費の総額 200 万円

物品費： 100 万円
旅 費： 50 万円
謝金等： 30 万円
その他： 20 万円

→直接経費の総額 200 万円の 50% は 100 万円 で 300 万円 以下。よって、使用内訳の変更の際に特別な手続きは必要ありません。

【例2】

本年度に交付された直接経費の総額 1,000 万円

物品費： 600 万円
旅 費： 200 万円
謝金等： 100 万円
その他： 100 万円

(1) 旅費を 200 万円から 400 万円増やして 600 万円にしたい。

→1000 万円の 50% は 500 万円。今回の費目間流用額は 400 万円。よって、使用内訳の変更の際に特別な手続きは必要ない。

(2) 謝金等を 100 万円から 700 万円増やして 800 万円にしたい。

→今回の費目間流用額は 700 万円。よって、上記の 500 万円を超えるから、使用内訳の変更の際に事前に手続きが必要! (事前の手続きを行わないと補助条件違反となり、補助金の返還を要求される可能性があります。)

※上記の使用内訳の変更に伴う手続きの要否については、他機関に配分した分担金も含めて判断することとなりますので、ご注意ください。